



Smart
Agriculture

スマート農業推進事業

高松市では、ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用する農業（スマート農業）に取り組む方を支援する「スマート農業推進事業」を実施しています。



お問い合わせ先

高松市農林水産課
TEL:087-839-2422



事業詳細は概要ページ

募集期間
令和8年5月29日(金)まで



スマート農業推進事業の概要

本事業は、農作業の省力化や農作物の高品質化等を図るために、ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用する農業(スマート農業)に取り組む経費について、予算の範囲内で必要経費の一部を補助する事業です。

交付対象者

- (1) 認定農業者
農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の農業経営改善計画の認定を受けた者。
- (2) 認定新規就農者
農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の青年等就農計画の認定を受けた者。
- (3) 農地所有適格法人
農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。
- (4) 集落営農組織
農業者が主たる構成員となっており、集落を単位とした組織的な農業を営む法人格を有しない任意団体であって、次の要件のすべてを満たすもの。
ア 代表者その他の事項を定めた規約を有していること。
イ 一元的に経理を行っていること。
ウ 法人化の計画を有していること。
- (5) 鳥獣被害対策実施隊員
鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第9条第2項の鳥獣被害対策実施隊員をいう。
- (6) 生産者団体
農業協同組合等の生産者が組織する団体であって、受益農業者が2名以上であること。

補助対象

- (1) 農作業の省力化や農作物の高品質化等に資するスマート農業の取組に要するシステム等の導入経費
（※パーソナルコンピューター、タブレット端末、スマートフォン等の汎用性の高い機器の購入に要する経費は除きます。）
- (2) スマート農業の取組に要するシステム等の利用経費
（※原則、初年度分のみとし、通信費を除きます。）

※対象となるシステムの参考例

- ① 農作業・経営管理システム
- ② 生産・環境管理モニタリングシステム
- ③ ドローン、アシストスーツ等のロボット技術
- ④ 人材育成システム
- ⑤ GAP認証支援システム
- ⑥ 有害鳥獣捕獲監視システム



補助率及び上限額

補助対象経費における実支出額の合計額の2分の1以内を補助します。
また、補助金上限額は50万円とします。

応募方法

事業に取り組むことを希望する者は、別に指定する「スマート農業推進事業実施計画書（採択申請）」に必要事項を記入し、関係書類を添付のうえ、高松市農林水産課まで提出してください。
応募する際は、高松市農林水産課までお問い合わせください。

(1) 募集期間

令和8年5月29日(金)(必着)

(2) 提出方法

郵送、メール、FAX又は持参により、提出してください。

持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までが受付時間となります。

スケジュール

(1) 募集締切 令和8年5月29日(金)(必着)

(2) 採択決定 令和8年6月下旬

(3) 交付決定 交付申請到着後約3週間

(4) 事業完了 令和9年3月19日まで

(5) 実績報告書 事業完了後速やかに提出

注意事項

- ・予算を超える事業要望があった場合は、高松市において審査を行い、採択事業と補助金額を決定します。
- ・事業着手は交付決定後とし、交付決定前の事前着手は認めません。
- ・単年度事業に対する補助となりますので、本年度内に事業を完了してください。

※事業の詳細につきましては、「スマート農業推進事業費補助金交付要綱」をご参照ください。

お問合せ先

〒760-8571

香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市 創造都市推進局 産業経済部 農林水産課 農業振興係

TEL 087-839-2422 FAX 087-839-2423

E-mail nousui@city.takamatsu.lg.jp

